

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 27 日

各 障害保健福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

旅館等への被災障害児者の受入れにかかる周知について（依頼）

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県熊本地方で発生した地震に伴い、被災された障害児者の旅館等への受入れについて、別添の「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災者等の要援護者への緊急対応について（依頼）」（平成 28 年 4 月 15 日生食衛発 0415 第 1 号）のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長等宛てに協力要請がなされるとともに、別添の熊本県のホームページにおいて、被災者への宿泊施設の提供について周知が行われているところです。

このような被災者の受入れについて、被災された障害児者とそのご家族に対してより一層の周知を図るため、貴団体より熊本県内の会員、会員施設・事業所等に対し、これらの内容を改めて周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別 添

生食衛発0415第1号

平成28年4月15日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部生活衛生課長

(公 印 省 略)

熊本県熊本地方を震源とする地震による
被災者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

平成28年4月14日に熊本県熊本地方で発生した地震に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。

生食衛発0415第1号

平成28年4月15日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部生活衛生課長

(公 印 省 略)

熊本県熊本地方を震源とする地震による
被災者等の要援護者への緊急対応について (依頼)

平成28年4月14日に熊本県熊本地方で発生した地震に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の公衆浴場に対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。

被災者への宿泊施設の提供について

最終更新日:2016年4月21日

被災された方々のうち、高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方々を対象として、旅館、ホテルを緊急避難所として紹介します。

注:多くの旅館ホテル等が被災しており、受け入れ可能な施設や人数が限定されることから、宿泊施設をご紹介できない場合がございます。

対象者

ご自宅が損壊するなどして避難所等で生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦などの特別な配慮が必要な方とその介助者

提供内容

宿泊施設、食事、入浴(専門的な介護、特別な配慮を要する食事の提供を除く。)

提供期間

応急仮設住宅等の整備により避難所として利用する必要がなくなるまで

費用

無料

申し込み方法

各市町村

ただし、宇土市、益城町、南阿蘇村の方は、熊本県薬務衛生課に直接お問い合わせください。

このページに関する

お問い合わせは

健康福祉部 薬務衛生課

電話:096-333-2245

ファックス:096-383-1434

✉ yakumueisei@pref.kumamoto.lg.jp

旅館やホテルなどを緊急避難所として 紹介しています

高齢者 障がい者 妊産婦

など

避難所での生活で、
特別な配慮を必要と
されている方々へ
お知らせください。

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

<熊本県での対応>

**費用
無料**

**熊本県内の各市町村に
お申し込みください。**

※各市町村の問い合わせ先は
ウラ面のとおりです。

対象となる方

ご自宅が損壊するなどして、避難所などで生活されている方々のうち、**高齢者、障がい者、妊産婦**など特別な配慮が必要な方と、その介助者

提供する内容

宿泊施設、食事、入浴

※専門的な介護、特別な配慮を必要とする食事の提供は除きます。

提供する期間

応急仮設住宅などの整備によって、避難所として**利用する必要がなくなるまでの期間**

(注) 多くの旅館・ホテルなどが被災しており、受入可能な施設や人数が限定されるため、宿泊施設をご紹介できない場合や九州他県の宿泊施設をご紹介することがあります。



お近くに該当する方はいらっしゃいませんか？

避難所に、上記に当てはまる方がいらっしゃいましたら、宿泊施設の利用について、周囲の方々からのお声がけをお願いします。



このお知らせについて、できる限り多くの被災地の皆さまにお伝えできるよう、配布・画像拡散などのご協力をお願いいたします。

熊本県内各市町村の相談窓口（電話番号）

熊本市健康福祉政策課	096-328-2340	八代市健康福祉政策課	0965-33-4003
人吉市企画課	0966-22-2111	荒尾市福祉課	0968-63-1406
水俣市福祉課	0966-61-1640	玉名市総合福祉課	0968-75-1121
天草市健康福祉政策課	0969-23-1111	山鹿市環境課	0968-43-7211
菊池市福祉課	0968-25-7213	上天草市福祉課	0969-28-3381
宇城市高齢介護課	0964-32-1406	阿蘇市市民部福祉課	0967-22-3167
合志市健康づくり推進課	096-242-1183	美里町福祉課	0964-47-1116
玉東町町民福祉課	0968-85-3183	和水町総務課	0968-86-3111
南関町税務住民課	0968-57-8579	長洲町総務課	0968-78-3111
大津町福祉課	096-293-3510	菊陽町環境生活課	096-232-2114
南小国町企画観光課	0967-67-1112	小国町住民課	0967-46-2115
産山村健康福祉課	0967-25-2212	高森町住民福祉課	0967-62-1111
西原村住民課	096-279-4389	御船町福祉課	096-282-1342
嘉島町町民課	096-237-1111	甲佐町福祉課	096-234-1114
山都町健康福祉課	0967-72-1229	氷川町健康福祉課	0965-52-5852
芦北町住民生活課	0966-82-2511	あさぎり町生活福祉課	0966-45-7214
錦町住民福祉課	0966-38-1112	湯前町保健福祉課	0966-43-4112
多良木町町総務課	0966-42-6111	相良村保健福祉課	0966-35-1032
五木村保健福祉課	0966-37-2214	山江村健康福祉課	0966-24-1700
球磨村住民福祉課	0966-32-1112		

※ 避難所が設置されていない一部の市町村は掲載しておりません。

宇土市、益城町、南阿蘇村：熊本県薬務衛生課 096-333-2245

長崎県でも、旅館やホテルなどを緊急避難所として紹介しています。

<長崎県での対応>

【費用】 無料 【対象者】 熊本地震で被災された方で、長崎県への一時避難希望者

【提供期間】 原則、1週間を単位として最大1か月まで

【提供内容】 宿泊施設、食事、入浴（専門的な介護、特別な配慮を必要とする食事の提供は除きます）

相談
窓口

開設場所：平成28年熊本地震長崎県緊急支援室内

電話番号：直通095-895-2046

開設時間：午前9時から午後5時30分